

新たな基本計画策定の方向性（案）

目次

- 1 新たな基本計画策定の趣旨
- 2 新たな基本計画策定にあたっての考え方
- 3 計画の位置づけと計画期間
- 4 計画策定の視点
- 5 策定体制
- 6 策定スケジュール

1 新たな基本計画策定の趣旨

大田区は、平成20年(2008年)10月14日に区議会の議決を経て「大田区基本構想」を策定し、20年後のめざすべき将来像を掲示するとともに、区政運営の基本となる考え方を示しました。また、基本構想を実現するため、施策を体系的に整理した基本計画として「おおた未来プラン10年」(以下「未来プラン」という。)を平成21年(2009年)3月に策定しました。

「未来プラン」では、「大田区基本構想」で掲げる区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向け、計画期間を前期(平成21～25年度)と後期(平成26～30年度)に分け、施策展開を着実に推進してきました。

この度、「未来プラン(後期)」が平成30年度をもって計画期間を満了したため、新たな基本計画(以下「新基本計画」という。)を策定する必要があります。

新基本計画の策定にあたっては、これまで推進してきた未来プランにおける課題等を踏まえるとともに、人口構成の変化や生活様式の多様化、地域課題の複雑化、グローバル化の進展等、区の施策形成に影響を与える大きな時代の波を捉え、2040年を見据えた礎となる計画として策定します。

2 新たな基本計画策定にあたっての考え方

(1) 計画の策定期間とその間の行政運営

令和元年度(2019年度)から、未来プラン(後期)の検証や社会動向調査等の基礎調査を実施し、令和2年度(2020年度)中の策定を目指します。

なお、新基本計画が策定されるまでの期間においても計画的な行政運営の継続を図るため、令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)を計画期間とする「おおた重点プログラム」を策定しました。重点的に推進する事業や新たに組み込むべき事業を掲げ、喫緊の諸課題に対応していきます。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

現行の「大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略」は令和元年度を終期としていますが、1年延伸し、終期を令和2年度とします。その上で、次期総合戦略の内容については、国が策定した「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」及び今後策定予定の国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図ったものとし、新基本計画の中で示すこととします。

(3) 国土強靱化地域計画

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」により、大規模自然災害等に備えた国土の

全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

区においては、従来から未来プランの下、国土強靱化に関する施策を様々な分野で推進してきたことから、区の国土強靱化地域計画は、新基本計画に包含する形で策定します。

3 計画の位置づけと計画期間

基本構想を区の最上位計画として位置づけ、基本構想の実現に向けて具体的な施策の方向性を示す計画として新基本計画を策定します。

(1) 基本構想(平成 20 年〔2008 年〕～令和 10 年〔2028 年〕)

区の将来像を示すとともに、その実現のための基本目標・個別目標を掲げています。計画期間は、長期的な視野に立ったまちづくりを進めていく必要があることから 20 か年としています。

(2) 新基本計画(令和3年度〔2021 年度〕～令和 10 年度〔2028 年度〕)

基本構想に掲げる区の将来像を実現するため、個別目標に沿って総合的かつ体系的に施策展開の方向を示すものです。計画期間は、中期的な観点から基本構想の実現を図るため 8 か年とし、必要に応じて中間年度等に見直しを行います。

※計画の体系については今後検討していきます。



4 計画策定の視点

以下に掲げる視点をはじめ、大田区の目指すべきまちの姿はどうあるべきかという2040年を見据えた視点により、区民と共に、実効性のある計画として策定します。

- 自然災害への備えの強化、安心して産み育てられる環境の構築など、人生100年時代に「誰もが生き生きと暮らせる安全・安心なまち」

- 自治会・町会・事業者など様々な主体の参画・連携のもと地方創生にも取り組む「未来へ歩み続ける共に創る共創のまち」

- 将来にわたって輝き続ける「持続可能なまち」

5 策定体制

(1) 大田区新基本計画策定懇談会(学識経験者、区議会議員、団体代表者等)

新基本計画の策定に当たり、有識者からご意見をいただき計画に反映させるため、大田区新基本計画策定懇談会を設置します。

(2) 大田区新基本計画庁内検討委員会(幹部職員等)

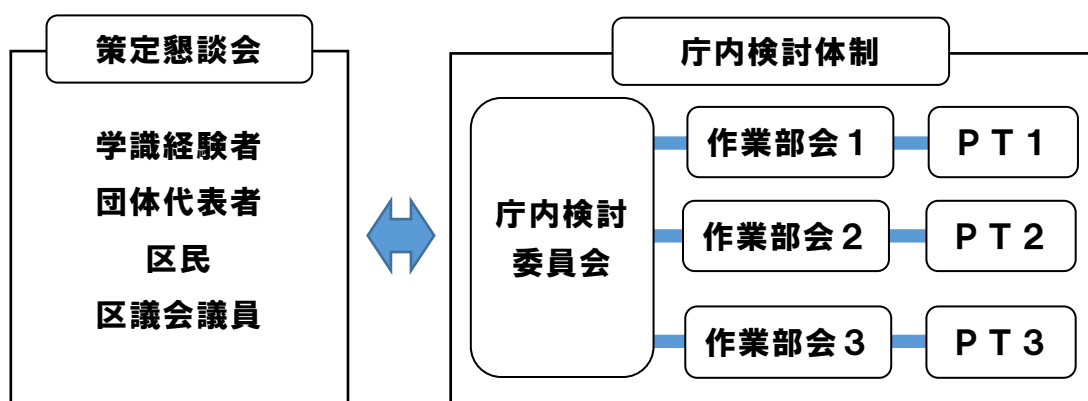
作業部会で作成する基本計画の原案を基に計画の内容をブラッシュアップし、基本計画の案を作成します。

(3) 作業部会(課長級)

3つの基本目標ごとに作業部会を設置し、基本計画の原案を作成します。

(4) PT(係長、主査、主任、指導主事、係員級)

基本計画の原案策定に向けた検討、意見出しを行います。



6 策定スケジュール (予定)

